

平成27年度保育料（案）（1号：教育標準時間認定）

【単位：円】

区分	月額
① 生活保護世帯	0
② 市民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）	3,000
③ 市民税所得割課税額 48,600 円以下	11,600
④ 市民税所得割課税額 77,100 円以下	13,300
⑤ 市民税所得割課税額 211,200 円以下	17,700
⑥ 市民税所得割課税額 413,000 円以下	20,800
⑦ 市民税所得割課税額 413,001 円以上	22,900

- ※ この保育料は、子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園等に適用されます。（現行制度のままの私立幼稚園及び北九州市立幼稚園には適用されません）
- ※ 保育料とは別に施設設置者が定める費用をお支払いしていただく場合があります。（通園バス代、給食代、制服代などの実費や職員を学級に複数配置するなど質の向上を図るためにかかる経費など）
- ※ 4月～8月は、前年度の市民税額に基づく保育料、9月～3月は、当年度の市民税額に基づく保育料となります。
- ※ 階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
- ※ ②階層に属している世帯のうち、ひとり親家庭、在宅障害児（者）のいる世帯等は無料となります。
- ※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長のお子さんから順に2人目のお子さんは上記の1/2に軽減、3人目以降のお子さんは無料となります。

平成27年度保育料(案) (2号・3号:保育認定)

【単位:円】

階層区分		月額			
		3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	7,200	7,100	4,800	4,700
C	1 市民税均等割のみ課税	12,000	11,800	10,200	10,000
	2 市民税所得割課税額 48,600円未満	14,100	13,900	12,000	11,800
D	1 市民税所得割課税額 55,000円未満	17,100	16,800	15,600	15,300
	2 市民税所得割課税額 79,000円未満	21,600	21,200	20,200	19,900
	3 市民税所得割課税額 97,000円未満	28,400	27,900	25,500	25,100
	4 市民税所得割課税額 115,000円未満	33,200	32,600	29,800	29,300
	5 市民税所得割課税額 152,000円未満	39,900	39,200	30,400	29,900
	6 市民税所得割課税額 169,000円未満	43,800	43,000	30,900	30,400
	7 市民税所得割課税額 230,000円未満	49,800	48,900	31,300	30,800
	8 市民税所得割課税額 269,000円未満	52,800	51,900	31,500	31,000
	9 市民税所得割課税額 301,000円未満	55,800	54,800	31,700	31,200
	10 市民税所得割課税額 351,000円未満	59,300	58,300	32,300	31,800
	11 市民税所得割課税額 397,000円未満	61,300	60,200	32,500	32,000
	12 市民税所得割課税額 397,000円以上	63,300	62,200	32,700	32,200

- ※ 4月～8月は前年度の市民税額に基づく保育料、9月～3月は当年度の市民税額に基づく保育料となります。
- ※ 階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
- ※ B階層に属している世帯のうち、ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は無料となります。
- ※ 同一世帯から2人以上の小学校就学前のお子さんが、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、または児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育事業等を利用している場合は、お子さんの保育料が軽減され、上から2人目のお子さん保育料は1/2に軽減、3人目以降のお子さんは無料となります。
- ※ 平成26年度から引き続き入所するお子さんのうち、この表による平成27年4月の保育料の階が、平成26年度に認定された階層よりも上位となるお子さんについては、平成27年4月～8月の保育料については、平成26年度と同じ階層とします。